

平成25年12月亀山市議会定例会に提出する 議案概要説明書

1 条例関係（4件）

（1）亀山市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）により、平成26年1月1日から地方税の延滞金の割合が引き下げられることに準じて、所要の改正を行うものです。

改正内容は、当分の間の措置として、後期高齢者医療における保険料の延滞金の割合を引き下げます。

なお、施行日は、平成26年1月1日とします。

（2）亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）により、平成26年1月1日から地方税の延滞金の割

合が引き下げられることを踏まえ、所要の改正を行うものです。

改正内容は、当分の間の措置として、公共下水道事業の受益者負担金及び分担金の延滞金の割合を引き下げる特例を定めます。

なお、施行日は、平成26年1月1日とします。

(3) 亀山市火災予防条例の一部改正について

「消防法施行令の一部を改正する政令」（平成25年政令第88号、平成26年4月1日施行）による検定対象機械器具等の範囲の見直しに伴い、所要の改正を行うものです。

改正内容は、住宅用防災報知設備を構成する感知器、発信機等を規定するために消防法施行令を引用している条項の整備を行います。

なお、施行日は、平成26年4月1日とします。

(4) 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例等の一部改正について

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等による消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税率が5%から8%に引き上げられることに伴い、関係する条例について所要の改正を行うものです。

消費税は最終的には消費者に負担を求めることを予定している税であるため、消費税の増税分を料金額に適正に転嫁しない場合、本来サービス等の利用者に転嫁すべき消費税を住民全体に転嫁することとなり、結果的に住民間に不公平が生じてしまうことにつながります。このため、消費税の課税対象となる公共サービス等の料金額については、消費税を適正に転嫁した金額となるよう見直しが必要となります。

改正内容は、消費税の課税対象となる、27の条例に定める市の施設の使用料等の額について、消費税率の引

上げに応じた額に改めます。

なお、施行日は、平成26年4月1日とし、改正後の条例の規定は、施行日以後に発する納入通知書に係る使用料について適用し、同日前に発する納入通知書に係る使用料については、なお従前の例によることとする等、附則において所要の経過措置を規定します。

参考 : 消費税の課税対象となる条例

- (1) 亀山市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例
- (2) 亀山市関町北部ふれあい交流センター条例
- (3) 亀山市関文化交流センター条例
- (4) 亀山市地区コミュニティセンター条例
- (5) 鈴鹿馬子唄会館条例
- (6) 亀山市歴史博物館条例
- (7) 亀山市文化会館条例
- (8) 亀山市中央コミュニティセンター条例
- (9) 亀山市運動施設等条例
- (10) 亀山市関総合スポーツ公園多目的グラウンド条例
- (11) 亀山市関B&G海洋センター条例
- (12) 関まちなみ文化センター条例
- (13) 関宿散策拠点施設条例
- (14) 亀山市国民宿舎関ロッジ条例
- (15) 亀山市石水溪キャンプ場施設条例
- (16) 亀山市斎場条例
- (17) 亀山市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (18) 亀山市林業総合センター条例
- (19) 亀山市勤労文化会館条例
- (20) 亀山市道路占用料徴収条例
- (21) 亀山市都市公園条例
- (22) 亀山市公共下水道条例
- (23) 亀山市農業集落排水処理施設条例
- (24) 鈴鹿峠自然の家条例
- (25) 亀山市水道事業給水条例
- (26) 亀山市工業用水道事業給水条例
- (27) 亀山市立医療センター使用料及び手数料条例

2 補正予算関係（7件）

- (1) 平成25年度亀山市一般会計補正予算（第4号）について
- (2) 平成25年度亀山市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について
- (3) 平成25年度亀山市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- (4) 平成25年度亀山市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- (5) 平成25年度亀山市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- (6) 平成25年度亀山市水道事業会計補正予算（第2号）について
- (7) 平成25年度亀山市病院事業会計補正予算（第2号）について

以上、各会計の補正予算について、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求めるものです。

なお、各会計の補正予算の概要は、別紙資料のとおりです。

3 決算関係（1件）

（1）平成25年度亀山市国民宿舎事業会計決算の認定について

決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により議会の認定を求めるものです。

4 その他（8件）

（1）指定管理者の指定について（7件）

公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものです。

なお、指定管理者を指定する期間は、（ア）は平成26年4月1日からの3年間、（イ）～（キ）は平成26年4月1日からの5年間とします。

（ア）地区コミュニティセンター等（地区コミュニティセンター18施設、鈴鹿馬子唄会館）

各地区コミュニティ等 18団体

（イ）文化会館及び中央コミュニティセンター

公益財団法人 亀山市地域社会振興会

（ウ）運動施設（西野公園体育館など13施設）

三幸・スポーツマックス共同事業体

（エ）石水溪キャンプ場（バンガロー施設、テント村及び屋内研修施設）

公益財団法人 亀山市地域社会振興会

(オ) 学童保育所 (井田川小学校区学童保育所など 4 施設)

各小学校区学童保育所運営委員会 3 団体

(カ) 亀山市勤労文化会館

亀山地区労働者福祉協議会

(キ) 都市公園等 (亀山公園など 8 4 施設)

公益財団法人 亀山市地域社会振興会

(2) 鈴鹿亀山地区広域連合の処理する事務の変更及び鈴鹿

亀山地区広域連合規約の変更に関する協議について

鈴鹿亀山地区広域連合が処理する事務から広域市町村
圏計画に関する事務を削ること及びこの事務の変更に伴
う鈴鹿亀山地区広域連合規約の変更に関して協議するこ
とについて、地方自治法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、
議会の議決を求めるものです。

5 提出予定議案

(1) 人事案件（4件）

(ア) 亀山市教育委員会委員の任命について

(イ) 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(ウ) 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

(エ) 亀山市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

平成25年12月亀山市議会定例会議会運営委員会資料

◆歳入歳出予算

(単位:千円)

会 計	補 正 前	補 正 額	補 正 後
一 般 会 計 (第4号)	21,281,113	188,804	21,469,917
国民健康保険事業特別会計 (第1号)	4,636,400	205,328	4,841,728
後期高齢者医療事業特別会計 (第1号)	802,600	5,250	807,850
農業集落排水事業特別会計 (第2号)	796,145	△ 4,895	791,250
公共下水道事業特別会計 (第2号)	1,518,800	△ 14,949	1,503,851
水道事業会計 (第2号)	1,713,700	6,927	1,720,627
病院事業会計 (第2号)	2,122,591	△ 13,800	2,108,791

※企業会計については、歳出予算額を表記しています。

◆主な補正内容

○一般会計(第4号)

歳 入

(千円)

地方交付税		216, 660
国庫支出金	社会資本整備総合交付金(木造住宅補強事業)	10, 196
県支出金	森林整備加速化・林業再生基金事業費補助金	30, 000
	安心子ども基金子ども・子育て支援システム構築等補助金	10, 196
	安心子ども基金保育士等処遇改善事業費補助金	9, 287
繰入金	財政調整基金繰入金	△497, 747
繰越金	前年度繰越金	334, 261
市債	防災対策事業債	△198, 700
	緊急防災・減災事業債	260, 500

歳 出

人件費	給与削減分	△68, 567
	退職手当	166, 663
総務費	地区コミュニティセンター充実事業	100, 500
	木造住宅補強事業	21, 391
民生費	子ども・子育て支援システム導入事業	10, 196
	民間保育所保育士等処遇改善事業補助金	8, 537
農林水産業費	農業集落排水事業繰出金	△5, 348
土木費	道野12号線整備事業(社会資本整備総合交付金)	13, 000
	公共下水道事業繰出金	△14, 615

○国民健康保険事業特別会計(第1号)

国民健康保険給付費等支払準備基金積立金	119, 000
---------------------	----------

○後期高齢者医療事業特別会計(第1号)

一般会計繰出金	4, 665
---------	--------

○農業集落排水事業特別会計(第2号)

処理施設維持管理費	3, 000
-----------	--------

○公共下水道事業特別会計(第2号)

前年度繰越金	12, 348
--------	---------

○水道事業会計(第2号)

名越7号線道路改良工事負担金収入	5, 000
------------------	--------

○病院事業会計(第2号)

給与削減分	△11, 800
-------	----------

○繰越明許費(追加)

(単位:千円)

会 計	款	項	事 業 名	金 額
一般会計	2 総務費	1 総務管理費	地区コミュニティセンター充実事業	112,907
	3 民生費	2 児童福祉費	子ども・子育て支援システム導入事業	10,196
	8 土木費	2 道路橋梁費	道野12号線整備事業	5,419
	14 災害復旧費	1 災害復旧費	農業用施設等災害復旧事業	22,235
	14 災害復旧費	1 災害復旧費	林業施設災害復旧事業	24,000
	14 災害復旧費	1 災害復旧費	河川災害復旧事業	12,000

○債務負担行為(追加)

会 計	事 項	期 間	限 度 額
一般会計	地区コミュニティセンター指定管理料	H26-H28	165,019
	学童保育所指定管理料	H26-H30	217,272
	各種検診業務委託料	H26	20,000
	斎場管理業務委託料	H26-H27	30,716
	勤労文化会館指定管理料	H26-H30	23,421